

鳥取縣公報

告 示

◇鳥取縣告示第三百八十六號

左の事件を附議するため昭和二十一年九月二十七日臨時縣會を鳥取市に招集する

昭和二十一年九月十九日

鳥取縣知事 林

敬

三

記

- 一、昭和二十一年度鳥取縣歳入歳出追加更正豫算
- 一、鳥取縣稅賦課徵收條例改正條例
- 一、鳥取縣縣民稅賦課徵收條例

昭和廿一年九月十九日
號 外

木 曜 日

本報ノ大キサハ國定規格A5刊

鳥取縣公報 每週曜日發行(休日ニ當ル)
火金曜日發行(時ハ翌日)

昭和廿一年九月十九日
號 外

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

鳥取縣公報

昭和廿一年九月十九日

本 曜 日

本報ノ大半ハ規定規格A5刊

告 示

◇鳥取縣告示第三百八十七號

昭和二十一年七月鳥取縣告示第三百八號（理髮、結髮等料金の統制額指定の件）中物價廳長官において次のやうに改正された。

昭和二十一年九月十九日

鳥取縣知事 林 敬 三

昭和二十一年七月鳥取縣告示第三百八號（理髮、結髮等料金の統制額指定の件）中次のやうに改正する

昭和二十一年九月十九日

物價廳長官 膳 桂之助

一の表を次のやうに改める

種 類	最高料金統制額	備 考
鳥取市、米子市、倉吉及境町の町村その他		
刈 込	三、〇〇	一、八〇 顔剃及洗髪を含ます
丸 刈	一、五〇	一、三〇 顔剃及洗髪を含ます
顔 剃	二、〇〇	一、七〇 剃髪を含む
洗 髪	一、〇〇	〇、八〇
小 人 丸 刈 (断髪を含む)	二、〇〇	一、八〇 顔剃及洗髪を含む

五の項を次のやうに改める
 前各表料金には手拭、石鹼は含み調髪用油類は含まず
 ボマー、チツク、香油等を一回二、五瓦以上使用したときは五十錢以内の實費を加算出来る